

平成 28 年 11 月 24 日

「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」の運営について

「資産運用業強化委員会（以下「委員会」という。）」の下に、「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」を以下の要領により設置する。

1. 小委員会の構成等

(1) 委員

「中長期的資産形成等に係る検討小委員会」は投資信託委託会社から 13 社程度とする。

(2) 小委員長

小委員会に、委員会の委員長が指名する小委員長を置くこととする。

(3) オブザーバー

小委員長は、議題に応じてオブザーバーの参加を認めることができることとする。

(4) 代理

委員が欠席の場合は代理者の参加を認める。

2. 基本的な進め方

(1) 小委員会は原則、1～2 ヶ月に一回開催する。

(2) 小委員会は、次の課題について検討する。

中長期的資産形成等に係る検討小委員会

- ・「NISA 及びジュニア NISA」の恒久化及び拡充並びに確定拠出年金の利用促進
- ・顧客への情報提供の拡充 等

(3) 小委員会は諸課題を検討するために、サブグループを設けることができる。

(4) 小委員会で検討した内容は、適宜、委員会に報告する。

3. 資料及び議事録の取扱い等

(1) 資料は、原則として委員会終了後、速やかに協会一般用 HP に掲載する。

(2) 事務局は議事の経過及び結果を記録した議事要旨を作成し、委員長の了承を得て、協会一般用 HP にて公開することを原則とする。

4. 事務局

企画政策部とする。

5. その他

その他の運営に必要な事項は、委員長が決定する。

以 上